

様式第13号の2（第24条の2の3第1項関係）

企画業務型裁量労働制に関する決議届

労働保険番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	被保険者番号	所属	登録	系統番号	社番号	法人事業者番号
法人番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号） (〒　—　—) (電話番号：—　—　—　—)	常時使用する労働者数	決議の有効期間 年　月　日から 年　月　日まで	
業務の内容		労働者の範囲（職務経験年数、職能資格等）	労働者数	決議で定める1日のみなし労働時間	
労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置		()			
労働者の労働時間の状況の把握方法					
労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置					
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかつた労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無				有・無	
同意の撤回に関する手続					
対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度を変更する場合にあつては、劳使委員会に対し、当該変更内容について説明を行うことについての決議の有無				有・無	
労働者の労働時間の状況並びに労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況、労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況並びに同意及びその撤回に関する労働者ごとの記録を決議の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存することについての決議の有無				有・無	
決議の成立年月日	年　月　日	時間外労働に関する協定の届出年月日	年　月　日		
委員会の委員数	運営規程 (右欄に掲げる事項が運営規程に含まれる場合に、「有」を○で印すること。)	規程の有無 (右欄に掲げる事項が運営規程に含まれる場合に、「有」を○で印すること。)	・招集、定足数及び議事に関する事項 ・対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度の内容の使用者からの説明に関する事項 ・制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項 ・開催頻度を6箇月以内ごとに1回とすること		運営規程についての委員会の同意の有無 有・無
		有・無			
任期を定めて指名された労働者側委員 氏名			任期		その他の委員 氏名

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称（ ）
又は労働者の過半数を代表する者の職名（ ）氏名（ ）

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

上記委員会の委員の半数が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、使用者の意向に基づき指名されたものでないこと。

年　月　日

労働基準監督署長殿

使用者　職名
氏名